

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則をここに公布する。

平成26年 6月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第68号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例(平成26年佐賀県条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

第3条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収する食品等を特定する情報
- (2) 回収する食品等の販売先、販売期日及びその数量
- (3) 回収に着手した期日
- (4) 製造等を行った事業者の名称及び所在地
- (5) 回収するに至った経緯
- (6) 回収の方法等
- (7) 想定される健康への影響
- (8) その他必要な事項

2 条例第23条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書(様式第1号)を知事に提出することにより行うものとする。

3 条例第23条第1項第1号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等とする。

- (1) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下この項において「府令」という。)第1条第2項(第2号に係る部分に限る。)又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号。以下この項において「乳等府令」という。)第3条第2項(第2号ホ及びト、第3号ヲ及び力並びに第4号チに係る部分に限る。)の規定に違反する食品等(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。)
- (2) 府令第1条第2項(第6号、第7号及び第10号に係る部分に限る。)又は乳等府令第3条第2項(第3号チ及びリ並びに第4号ホ及びヘの規定に係る部分に限る。)に違反する食品等
- (3) 府令第1条第2項(第8号に係る部分に限る。)又は乳等府令第3条第2項(第2号ハ、第3号ワ及び第4号リに係る部分に限る。)

の規定に違反する食品等

- 4 条例第23条第1項第2号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。
  - 5 条例第23条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 回収した食品等の名称
    - (2) 回収した食品等の数量
    - (3) 回収するに至った経緯
    - (4) 回収した食品等の保管場所
    - (5) 処分等の方法及び予定時期
    - (6) 再発防止のために講じた措置
    - (7) その他必要な事項
  - 6 条例第23条第5項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式第2号）を知事に提出することにより行うものとする。  
（身分証明書）
- 第4条 条例第25条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 )

自主回収着手報告書

( 製造・輸入・加工・販売 ) した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例第 23 条第 1 項の規定により報告します。

回収する食品等の名称( 商品名 )		
回収する食品等を特定する情報		
回収する食品等の販売先、販売期日及びその数量	販売先	
	販売期日	
	数量	
回収に着手した期日		年 月 日
製造等を行った事業者の名称及び所在地		
回収する理由		

回収するに至った経緯	
回収の方法等	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者氏名	電話番号( )
備考	

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
- 3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞紙、インターネット等により周知する場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。

この様式に記載された個人情報は、自主回収報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

自主回収終了報告書

年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収については、これが終了  
しましたので、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例第23条第5項の規定により報  
告します。

回収した食品等の名称(商品名)	
回収を終了した期日	年 月 日
回収した食品等の数量	
回収するに至った経緯	
回収した食品等の保管場所	
処分等の方法及び予定時期	

再発防止のために講じた措置	
担当者所属部署及び担当者氏名	電話番号( )
備考	

- 注 1 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産され、製造され、又は加工された食品等一群をいう。）がある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。
- 2 「回収するに至った経緯」欄は、自主回収着手報告書の提出後において新たに判明したものについて記載すること。

この様式に記載された個人情報、自主回収報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第3号（第4条関係）

（表）

第 号	
写真	身分証明書
	所属 職名 氏名
<p>上記の者は、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例第25条第2項の規定により立入検査等をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 佐賀県知事 <span style="float: right;">印</span></p>	

（裏）

<p style="text-align: center;">佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（抜粋） （立入検査等）</p> <p>第25条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、食品関連事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等その他の物件の提出を求めさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートル